

お客さま各位

株式会社 重政保険事務所

新型コロナウイルス感染症に関する入院給付金等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

これまで当社では、新型コロナウイルス感染症に関する国の方針、医療機関の病床のひっ迫状況等を踏まえ、入院をせず、ご自宅・宿泊施設で療養された場合（以下、「宿泊・自宅療養」）などであっても、約款上の入院とみなし、入院給付金または入院保険金（以下、「入院給付金等」）のお支払い対象とする特別な取扱い（以下、「みなし入院」）を行ってきました。

今般、「with コロナ」に向けた新たな段階への移行の一環として、政府から、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を、全国一律に、「重症化リスク」の高い方々に限定する方針等が公表されたことに伴い、当社もこの考え方に沿って「みなし入院」の対象を、「重症化リスク」の高いお客さまに見直すことといたします。

1. 見直し（変更）内容

みなし入院のお支払いの対象を、「重症化リスク」の高いお客さま（以下、「4類型」）とします。

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦の方

2. 変更日

2022年9月26日（月）

なお、上記「みなし入院」の見直しは、新型コロナウイルス感染症の陽性判定日（以下、「診断日」）が変更日9月26日以降である場合から適用いたします（表内下線部が変更点）。

診断日		9月25日迄	9月26日以降 (9月26日を含む)
入院された場合（約款における取扱い）		○お支払い対象	○お支払い対象
宿泊・自宅療養された 場合（特別な取扱い）	「重症化リスク」の高い方	○お支払い対象	○お支払い対象
	上記以外の方※	○お支払い対象	×お支払い対象外

※2022年9月25日迄に新型コロナウイルス感染症と診断された方に対してのお支払いは、重症化リスクが高い方に限らず、これまで通りの対応を継続いたします。

3. 「みなし入院」取扱開始の経緯と今回見直しを行う理由

2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院への入院が必要であるにもかかわらず、病院の病床のひっ迫等の事情により、入院することができない状況が発生した結果、宿泊・自宅療養が行われることになりました。宿泊・自宅療養は、約款上の「入院」の定義に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること等を踏まえ、お客さま保護の観点から、「入院」と同等に取り扱う（みなす）特別な取扱いを、社会情勢を踏まえた時限的な取扱いとして開始いたしました。

<約款上の「入院」の定義>

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（患者を入院させるための施設を有する診療所に限ります。）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加する昨今の状況においては、重症者の割合はこれまでと比べて低い水準であり、軽症・無症状の方の割合が高まっている状況にあります。さらに、今般、政府において、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、withコロナに向けた新たな段階への移行の一環として、2022年9月26日以降、全国一律に、重症化リスクの高い方に限定されることとなりました。

こうした状況変化も踏まえ、発生届出の対象とならない方における入院の必要性や今般の政府における措置等に鑑み、2022年9月26日以降の「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象を上記のとおり見直すことといたしました。

なお、今後法令の改正等がなされた場合には、必要に応じて更なる対応を行う可能性があります。

4. ご請求手続きについて

診断日が9月26日以降となったお客さまが、「みなし入院」として入院給付金等を請求される場合は、通常の請求書類（感染事実の分かる書類を含む）に加えて、以下の書類のご提出をお願いいたします。詳細は、ご請求のお手続き時に、あらためてご案内させていただきます。

「重症化リスク」の高い4類型	提出をお願いする書類（例）
①65歳以上の方	—
②入院を要する方	・入院領収書、入院診療明細書または退院証明書等
③重症化リスクがあり、 新型コロナ治療薬の投与または 新型コロナ罹患により酸素投与 が必要な方	・新型コロナ治療薬が確認できる処方箋・薬の袋・服用薬剤説明書のいずれか（投薬の場合）、診療明細書（点滴の場合）等
④妊婦の方	・「酸素吸入」または「在宅酸素療法指導管理料」の算定記載がある診療明細書（酸素投与の場合）等
	・母子手帳（被保険者名および妊娠の経過が確認できるページ）等、妊娠中であることが確認できる書類

また、当社では保険金をご請求いただく際に、療養証明書の発行を新たに医療機関や保健所に求めない取扱いを実施しております。医療機関や保健所における更なる負担軽減に向け、引き続きご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

5. お問い合わせ先（営業時間：月～金9:00～18:00／土曜日9:00～17:00（日・祝日・年末年始除く））

三井住友海上あいおい生命保険で、 ご加入のお客さま	お客さまサービスセンター0120-324-386 *音声ガイダンスに従い、 「保険金・給付金：1」をご選択ください。
三井住友海上・あいおいニッセイ同和損 保から、契約移行されたお客さま	保険金請求受付センター0120-321-288

以上